

第24回 PEG・在宅医療学会学術集会会告

第24回 PEG・在宅医療学会学術集会 開催のご案内

大阪市立十三市民病院 病院長 西口幸雄



このたび第24回 PEG・在宅医療学会学術集会の大会長を命ぜられました、大阪市立十三（じゅうそう、と読みます）市民病院の西口幸雄です。大阪で開催されるのは、恩師の曾和融生教授が第2回を1997年に難波のサウスタワーホテル（現スイスホテル）で、永井祐吾先生が第20回を2015年に大阪国際交流センターでされて、今回で3回目となります。今回も永井先生がされた、大阪国際交流センターで開催します。会期は2019年9月7日で、前日に各種委員会、役員会が開かれます。また学会翌日には PTEG 研究会が神戸市立西神戸医療センターの井谷先生を会長に、同会場で開催されます。

大阪で PEG の学術集会が開催されますのは3回目になりますが、ここ大阪は大阪大学の故岡田正教授が栄養療法の重要性を全国に先駆けて唱えられた地であります。また、恩師曾和融生教授が全国に先駆けて「関西 PEG 研究会」を1995年、千里で開催されました。本学会の前身であります HEQ 研究会の第一回目開催の前年であります。その栄養療法発祥の地であり、PEG 研究会の発祥の地である、大阪で PEG・在宅医療学会学術集会を主宰することは大変名誉なことでもあります。

PEG を取り巻く環境は厳しくなったといわれます。マスコミが悪い、と言いますが、その原因の一端は医療従事者にあ

ります。特に医師です。栄養療法に関して正しい認識がないために、PEG バッシングに流され、医師も PEG バッシングしているのだと思います。今こそ正しい栄養療法の啓蒙を行っていく必要があると思います。今回のテーマは「以和為貴」としました。聖徳太子の17条憲法の中にある文言です。学会会場である大阪国際交流センターのある場所は、近くに聖徳太子が建立した四天王寺があります。その聖徳太子は17条憲法で「和を以って貴しと為す」と言われました。それは和する（仲良くする）ことが貴い、ということです。「和する」は人と同じにする「同する」ではありません。「和する」ためにはお互いに十分議論し合う必要があります。しっかり議論して和することが貴いのです、という意味です。本会でも十分に議論がなされ、和してほしいと思います。

テーマを2つ設定しました。ひとつは、「PEG の利点一数字で示す PEG のいいところ」です。これは、PEG はいいと言いながらこれまでデータをそろえていませんでした。それが PEG バッシングに対して反論し難い一因になっているかもしれません。誤嚥性肺炎、リハビリ、下痢、経口摂取などに対して多大な効果を示します。各施設でのデータを発表していただきたい。既報でもメタ解析でも構いません。PEG のい

CONTENTS

第24回学術集会会告	1	ひろば「PEG と JAZZ」城本和明	6
第25回学術集会会告	2	ひろば「外科医のつぶやき」黒山信一	7
鈴木博昭先生を偲ぶ	3	JDDW 2019 ～メディカルスタッフプログラム開催について～	8
理事長挨拶	4	2019年5月以降 胃瘻関連研究会一覧	9
第7回認定資格取得者のお知らせ	4	事務局インフォメーション／入会案内／会則	10
新委員会紹介：学生・若手医療者支援委員会	5	投稿規定／胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則～資格認定条件細則	11

いところを数字で示してください。もうひとつは、「栄養療法の現状と PEG への回帰」です。現在市中病院では栄養療法として、CV ポートが全盛期です。もちろん CV ポートは栄養療法として優れていますが、PEG の適応疾患の人にも CV ポートが使用されているようです。ここでは市中での栄養療法のアクセスデバイスの現状と PEG が必要な人にどうすれば正しく適応されるか、その方策を論じていただきたい。

大阪の地は、楽しいところがたくさんあります。歴史が好きなら四天王寺が近くにあります。食べ物が好きなら、いたるところにおいしい粉もんがあります。USJ もあります。阪神タイガースの甲子園球場も近くです。

多くの皆さんのご参加をお願いいたします。

第24回 PEG・在宅医療学会学術集会 演題募集要項

メインテーマ：以和為貴

演題応募方法：インターネットによるオンライン登録のみです。

下記ページよりお申込ください。

<http://peg24.jp/endai.html>

応募期間：2019年3月11日（月）～5月31日（金）

演題分類（発表形式）について

I シンポジウム（公募、一部指定）

・PEG の利点—数字で示す PEG のいいところ—

PEG はいいと言いながらこれまでデータをそろえていませんでした。それが PEG バッシングに対して反論し難い一因になっているかもしれません。誤嚥性肺炎、リハビリ、下痢、経口摂取などに対して多大な効果を示します。各施設でのデータを発表していただきたい。既報でもメタ解析でも構いません。PEG のいいところを数字で示してください。

・栄養療法の現状と PEG への回帰

現在市中病院では栄養療法として、CV ポートが全盛期です。もちろん CV ポートは栄養療法として優れていますが、PEG の適応疾患の人にも CV ポートが使用されているようです。ここでは市中での栄養療法のアクセスデバイスの現状と PEG が必要な人にどうすれば正しく適応されるか、その方策を論じていただきたい。

II 一般演題（口演）

< PEG 造設に関するもの >

01. PEG の適応

02. PEG の手技

03. PEG の合併症

< PEG 長期管理に関するもの >

04. カテーテル交換

05. PEG の管理

06. 瘻孔管理

< 他の手技について >

07. PEJ

08. PTEG

< 在宅・チーム医療について >

09. 在宅医療

10. チーム医療

11. 地域連携

12. 緩和ケア

13. 口腔ケア

14. 摂食嚥下

< 栄養管理について >

15. 栄養評価

16. 栄養法

17. 半固形成

18. NST

< その他 >

19. QOL

20. 症例報告

21. その他



次々回会告

【2020年度】第25回 PEG・在宅医療学会 学術集会

学術集会会長：鈴木裕(国際医療福祉大学病院 外科 教授)

開催日：2020年9月20日(日)

会場：国際医療福祉大学 東京赤坂キャンパス

〒107-8402 東京都港区赤坂4-1-26

TEL：03-5574-3900(代表)



＜鈴木博昭先生を偲ぶ＞

去る3月2日に名誉会長の鈴木博昭先生が逝去されました。

鈴木博昭先生はPEG・在宅医療学会の前身である【HEQ研究会】において、1996年の発足時から活発に活動され当会の基盤を築かれました。また、2007年度から2014年度の6年2期にわたって会長として当会を牽引してこられました。

ここに、深く哀悼の意を表すと共に、鈴木博昭先生の築いてこられた基盤を軸にPEG・在宅医療学会のさらなる発展をめざして前進してまいります。

PEG・在宅医療学会
理事長 上野文昭

鈴木博昭先生に捧げる

PEG・在宅医療学会名誉会長 北里大学名誉教授 比 企 能 樹



右より鈴木博昭先生、
真ん中 ドイツ消化器内視鏡治療の祖 Prof. Soehendra、
左 比企 2002年ハンブルグにて

鈴木博昭先生が入院なさったと伺い、直ぐにもお見舞いに駆け付けて一声激励を飛ばさなければと

思っていた矢先、自分も難病で苦悩の日々が続く身になり、とうとう会えずに終わった。

私は顎下にテニスボール大の腫瘍が生じIgG4、一名をミクリッチ病と診断されたが、ミクリッチは言うまでもなく外科、消化器内視鏡の元祖で、それこそ鈴木さんと私を結びつける太い絆でもある。はじめは外科学会で出会い、その後国内外のあらゆる消化器関連の学会で、あの背の高い、ハンサム・イケメンの彼の姿に出会うようになると、お互い湘南で育て大学は異なったが、彼はマールブルグ、私はその北のキールと、同じドイツに留学した共通点もわかり話が弾んだ。

彼は人を逸らすことが無く誰にでも気軽に丁寧な語り掛け、先輩におもねることなく、後輩には慕われる人だった。彼より少し年長の私に、学問についても学会の運営などについても歯に衣着せず率直に自分の意見を言ってくれたが、何故か彼の意見は何時もすなりと聞いた。それは彼の性質が素直で、人を追い落とす気持ちが微塵もないからであろう。また若い医学者たちに、自らの大学の出身者であるなしに関わらず、分け隔てなく、親切かつ熱心に指針を示し導いた。

彼と共に国内外の学会の仕事をしたのは消化器内視鏡学会、消化器外科学会、レーザー学会、そしてHEQと枚挙にいとまなく、彼のユニークなアイデアと広い人脈は学会運営に大きく貢献した。

国内学会だけでなく海外の学会へも一緒に出席したが、我々の泊まる学会の宿泊施設と異なりセブでグルメの彼は超一流のホテルに泊まったけれど、不思議に嫌味な感じは毛頭な

かった。そして必ず土地の素晴らしいレストランに誘ってくれ、そこで一同は楽しく過ごした事を思い出す。

いつも学会の招宴の後「一杯やろうよ」と、下戸の私を誘い美味そうにグラスを傾けながら、そういう時にはまるで本当の兄貴に話すようなプライベートな話を躊躇うことなく呟いた。私が体調により学会への出席率が悪くなくても、彼は東奔西走し各学会へ熱心に出席して、電話でその様子を報告してくれ「また一緒に飯でも…」と受話器を置くのだった。

個人的なことであるが、ここ10年ほど私は寒い長野で越冬をしている。2年ほど前だったが、恒例のように元日礼拝に与ろうと小さい教会へ入った所、僅か10人ほどの参列者のベンチに一際背の高い彼の背中を見つけびっくり仰天した。これまで親しく話を交わした中で神様の事などに触れたことが無かったし、こんな遠くの鄙びた場所で出会うとは思ってもみず、それこそ神のお導きと、彼も驚いたという。

昨年になって彼が慈恵医科大学に入院し、大切に看護されているとご家族から伺った。直ぐに駆け付けたかったが私の体調も最悪で、あれよあれよという間に年が明け、突然彼の訃報を聞いてしまった。ご家族が納棺に立ち会わせて下さるとのこと、病後初めて電車に乗り鎌倉へ向かう中、彼の元気な顔と声に今一度接したかったと、車窓に吹き付ける土砂降りの雨を見ながら悔やんだ。

ご家族に囲まれオシャレなシャツで静かに眠る彼の、独特の真っ白な髪の毛をそっと撫でると、学問でも普段の生活でも多くの人に愛され、彼は存分に生きた様に感じた。

どうぞ安らかに休んで下さい。



2004年日本消化器外科学会 桜島での宴 於鹿児島
左から Prof. Sandor (ハ), Prof. Hang-Kwang Yang (韓), 比企, 一人
おいて Prof. Kielan (ポ)

理事長挨拶

PEG・在宅医療学会理事長 上野文昭



かねてよりご闘病中であつたPEG・在宅医療研究会（現PEG・在宅医療学会）第3代会長、鈴木博昭先生が、三月初旬にご逝去されました。

鈴木先生は初代会長比企能樹先生、第2代会長曾和融生先生と共に、20年以上も前に本研究会設立にご尽力されました。1998年に開催された第3回研究会の当番会長を務められ、2007年から2013年まで会長として当研究会の発展にリーダーシップを発揮していただきました。当時からPEGに限らずご専門の上部消化管内視鏡領域の第一人者として消化器内視鏡学会やその他の関連学会でも縦横無尽のご活躍をされていました。当研究会の組織づくりや運営、そして学会化にあたっては、鈴木先生の学会役員としてのご経験と知識を大いに活用させていただきました。

ずっと以前、おそらくPEGを初めて施行した1980年代前半から、鈴木博昭先生をよく存じ上げていました。と言っても私の方からの一方通行です。シンポジウム等で背筋を伸ばし、鋭

い眼光で発言される鈴木先生を、畏怖の念を持って遠くから拝見していただけて、文字通り近寄りがたい存在でした。PEGを通じて学会や会議で鈴木先生とお話しする機会ができて怖い鈴木先生の印象は一変し、反対に大変優しい方であることがよくわかりました。単に優しく接していただいただけでなく、親切に暖かく面倒をみていただきました。PEGは全医療提供者と患者側を繋ぐだけでなく、鈴木先生と私を繋いでいただいたことに感謝しています。

20年以上前の第1回研究会から欠かさず参加されていた鈴木先生は、昨年9月の学術集会前からすでにご闘病中で、「這ってでも行く!」というお言葉を伺ったときには目頭が熱くなりました。鈴木先生ほど内視鏡を愛し、PEGを愛し、本学会と会員を愛していた方を知りません。鈴木博昭先生、本当にありがとうございました。これからもPEG・在宅医療学会は着実に発展し、先生のご期待に応えます。

第7回（2018年）認定資格取得者のお知らせ

PEG・在宅医療学会 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則の定めにより、資格審査委員会 および第1回理事会・代議員会の審議・承認を経て、合計5名・2施設が2018年11月1日付で各資格を取得されました。

資格ごとに氏名五十音順により掲載させていただきます。

ホームページ上では公開了承者の氏名のみ公開中です。

（五十音順）

【専門胃瘻造設者 4名】 医師4名

岩井孝史、菊地大輝、菊地 勤、島本和巳

【専門胃瘻管理者 3名】 医師3名

岩井孝史、菊地大輝、菊地 勤

【認定胃瘻管理者 1名】 医師1名

島本和巳

【認定胃瘻教育者 2名】 医師1名 栄養士1名

菊地大輝、橋本幸亜

【専門胃瘻造設施設 1施設】

東海大学医学部附属大磯病院 内視鏡センター

【専門胃瘻管理施設 2施設】

医療法人浩然会 指宿浩然会病院 診療部
東海大学医学部附属大磯病院 内視鏡センター

学生・若手医療者支援委員会の 発足と活動について

西 脇 伸 二

ここ数年は学会会員が減少傾向にあり、特に若い医療従事者の入会が少ないという問題が報告されています。昨秋、委員会発起人の一人である藤本さん（前東北大学加齢医学研究所老年医学分野、現東海大学医学部4年生）が、医学部ではPEGや栄養の講義がほとんどない、ということを我々に漏らしてきました。この話を聞き、医学部の教育を含めて、PEGや栄養療法について啓蒙活動をしなければならないと痛感した次第です。

そこで前回の学術集会の折、恒例の呑み会（PEGの夕べ）で学生へのアプローチを提案したところ、城本、村上、倉先生にも賛同して頂きました。次に、学会で活動を行う委

員会の設立を目標とし議論を繰り返しました。学生だけではなく、初期研修医や若手のメディカルスタッフも含めて活動を行いたいとの趣旨で、学生・若手医療者支援委員会と命名し、昨年12月学会より正式に発足が承認されました。その折には上野理事長、西口先生を始めとする、関係者の皆様に多大なご尽力を頂き、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

今後は以下の3点についてプロジェクトを進めていきたいと考えています。

（1）経済的支援

他の学会に準じ、本学会でも学術集会参加費の免除や年会費の優遇措置を提案します。また、その財源の確保に対する方策も立案したいと思います。

（2）啓蒙活動

学生や初期医療者に対する講演やセミナーを企画立案し、啓蒙活動を行います。また、関連するセミナー（各地域で行われているセミナーや研究会、PEGサミットなど）に働きかけ、学生や若手医療者への参加勧誘や優遇措置を提案していきます。

（3）新たな若手学会員の招致

上記の啓蒙活動を通じて、学生や若手医療者とコミュニケーションをとり、情報提供、情報共有することで、学会への興味を推進していきます。さらに積極的に学会会員への勧誘を行います。

最初の活動として3月30日に第1回 PEG・在宅医療学会 学生セミナー in 川崎を開催しました。講師は委員会のメンバー全員、東海大学の学生を中心として18名の参加がありました。

学生は皆、目を輝かせながら聴講し、興奮しながら器具や内視鏡に触れていました。その後の懇親会でも話は尽きず、深夜まで時間を忘れるほどの盛り上がりでした。

藤本委員の

声：「普段聴くことのない PEG や栄養の講義は新鮮で面白く、興味が芽生えた」「全国の先生方と医療や将来のキャリアについて話すことが出来、充実していた」等の学生からの感想を頂きました。講師・学生双方にとって非常に有意義な時間となりました。

今後、学会が継続、発展していくためには、若手で熱意のある医師、医療従事者が必須です。そのような会員発掘の一助となれば有難いと考え、活動を進めていきたいと思っています。今後ともよろしくご支援をお願い致します。





PEG と JAZZ

イオンタウン田崎総合診療クリニック 城 本 和 明



本日は、PEG や栄養の話ではなく趣味の音楽について語りたいと思います。

10年前のニューヨーク旅行の後、貧弱な英語力を強化すべくアメリカ人ピアニストがいる熊本の音楽教室に通い始めたのが、ジャズを歌いだしたきっかけでした。ネイティヴと会話し英語の歌を覚え発音やイントネーションを楽しく学ぶ、という一石二鳥の妙案だと思えたのですが、以来、今日まで続く苦難の始まりでもありました。

まず、歌詞を覚えるのがつらい。還暦を過ぎた今、自分の記憶力の低下に唖然とします。カラオケの字幕をみて歌うわけにはいかず、完全に覚え、詞の内容を十分に理解したうえでないと歌としての表現ができない。練習したはずなのに、本番のステージでは頭が真っ白になり歌詞が飛ぶこと数知れず。茫然自失、自己嫌悪です。

メロディが気に入った歌でも、詞の内容が意外にしょぼくてやる気がうせる事も度々。実はジャズのテーマは恋愛がほとんどです。失恋や片思いを歌った TORCH SONG トーチソングがメイン。好いた惚れた嫌われた捨てられた…の世界観。つまり、身もふたもない恋愛歌が多いのです。練習しながら、ばかりしく腹立たしくなることもあり、次第にモチベーションが下がってしまいます。肝心の自分の英語力はといえば、恋愛用語のボキャブラリーは少し増えたものの、それ以外は低迷しています。残念です。

趣味には結構、費用がかかるもの。レッスン代はもちろんのこと、「勉強」と称してさまざまな演奏家のライブに脚を運び、プロアマを問わず、上手なボーカリストのテクニックを学び吸収します。気に入ればCDを購入し、飲食する。

ジャズミュージシャンは気さくな連中が多く、素人にも優しく接してくれます。ライブ後のアフターセッションでは、楽器や歌をやっているアマがプロに混じって演奏を共にすることがありますが、その

後の打ち上げは「タニマチ」が面倒をみることが多い。超一流の一部の演奏家を除いて、日本のジャズ演奏家たちは金銭的に恵まれているとは言いがたく、各地のコアなファンや少数のタニマチに支えられて活動しているのが実情です。私にもご最良の演奏家たちがいて、熊本での演奏の時には彼らから「召集令状」が来ます。行かざるを得ません(笑)。平日でも夜中まで騒ぐことしばしば。必然的にそこそこの出費と二日酔いが発生します。

とはいっても音楽は楽しい。精神が高揚します。さまざまな方と交流が深まります。

「PEG ジャズ研究会」を皆様はご存知でしょうか？

音楽好きの先生方で結成した同好会です。会長は不肖城本が、副会長は大石英人先生、飯田武先生が務めます。会則はシンプルです。「PEG の勉強会に便乗して、ジャズを楽しむ」です。会費無料。実は、初回の PEG サミット阿蘇2011年から、「前夜祭」と称してプロミュージシャンの演奏を楽しんできました。なんと、城本も歌います。大石先生も時々歌います。毎回多数の先生方にお集まりいただき、翌日のサミット本番に備えて英気を養っています。今年2019年は伊香保サミット。9回目の前夜祭は高崎(または前橋)で開催予定です。多数の先生方の御参加をお待ちしております。(詳細は城本にお問い合わせください。)

最後に。自分が運営するデイケア如庵では、歌うことで誤嚥予防・認知症予防のリハビリができると考え、現役医師でプロジャズ歌手の友人 YASUKO に音楽療法の講師をお願いしています。趣味と本業の融合と言えなくも無く、間違いのない方向性だと信じています。

これからも音楽をいろいろな形で楽しみたいですね。





外科医のつぶやき

淵野辺総合病院 外科 黒山 信一

日々の診療に追われ、この原稿依頼のメールに気づいたが3月半ば。締め切り日に驚きつつさて何を書けばと思い、前年のニュースレターを手に入れば、そこにはかのイグノーベルショーのくだりが。これはハードルが高い！と10年以上続く往復30kmの自転車通勤以外大した自慢のない自身の日常を少々悲しく思いつつ、やはり学会報にふさわしく多少は関連することについて書かせて頂くことにしました。

私がHEQに関わらせて頂くようになったのは、北里大学病院消化器外科の上部消化管領域の研究員（助教）として医局に戻った2003年4月からになります。当時は前身のHEQ研究会で、医局には今では学会の重鎮である嶋尾仁先生がおられ、森瀬昌樹先生が処置・指導に来てくださっていました。消化器外科の診療は、大学本病院と近隣の東病院の両輪で行っていましたが、所属した東病院には神経難病疾患患者様の専門病棟があり、胃瘻造設に対するニーズが非常に高く、嶋尾先生を陣頭に月に十数件程の胃瘻造設を行っていました。一般的には造設困難とされる症例など多量の症例に接する機会があり、この時の濃厚な経験が現在の私の手技・管理の礎になっています。同在職中は毎年研究会に演題を出させて頂き、嶋尾先生を会頭に横浜で行われた第15回の研究会には事務局のお手伝いとしても参加させて頂きました。かのように、胃瘻造設に関わる者としてはこれ以上なく充実した経験を積ませて頂いたのだと改めて感謝する次第であります。

時は流れ、現在は個人病院で外科診療を主体に、時折内視鏡医と組んで胃瘻造設を行っていますが、末端の勤務医でも胃瘻造設を取り巻く環境は、十数年前と変わりつつあることを感じております。世の高齢化が進み、情報があふれ栄養管理の選択肢が増えるなか、胃瘻造設の機会は明らかに減っ

ております。一方で、過去の経験からは、仮に終末期医療における栄養管理としてのニーズが減っても、真に胃瘻を必要とする一定の方々は必ずおり、安全で有用な手技の継続が必要であることは変わらないと考えています。最近、お手伝いに行ったある病院で胃瘻造設に関わる機会がありましたが、そこでは胃壁腹壁固定は行っていませんでした。安全性の観点から固定の提案をすると、『胃瘻ってガイドラインあるの？』と尋ねられました。世の中すべからくガイドラインが制定され、学会会場の書籍コーナーに行けば、思いもよらぬ疾患のガイドラインを目にすることもしばしばあります。ただ、ガイドラインは治療における一つの指標であって、臨床医としてはガイドラインを周知・尊重しつつ、最終的には個々の患者様・ご家族との向き合いで、最善を尽くせば良いのではと感じております。

最後に、このような機会を頂き、日々の診療に追われていても時には自身の仕事を顧みて、色々考えてみることも必要かと感謝している外科医なのであります。



ある日のやっと終わった外来診療室での一コマです

JDDW2019は、2019年11月21日(木)～24日(日)の4日間、神戸市(神戸コンベンションセンター)において開催されます。

第27回日本消化器関連学会週間には、第61回日本消化器病学会大会、第98回日本消化器内視鏡学会総会、第23回日本肝臓学会大会、第17回日本消化器外科学会大会、第57回日本消化器がん検診学会大会が参加となります。

JDDW2019では、JDDWの医師とメディカルスタッフで、チーム医療を考えることを目的に、「メディカルスタッフプログラム」を開催いたします。

◆メディカルスタッフプログラム

1. 在宅医療における多職種連携の在り方

司会：鈴木 裕(国際医療福祉大病院・外科)

古内 三基子(自治医大附属病院・看護部)

日時：2019年11月23日(土) ※会期3日目9:00～12:00

会場：第13会場(神戸国際会議場『国際会議室』)

2. 癌患者の就労継続に向けた取り組み

司会：伊東 文生(聖マリアンナ医大・消化器・肝臓内科)

宮田 佳代子(国立がん研究センター中央病院・相談支援センター)

日時：2019年11月23日(土) ※会期3日目14:00～17:00

会場：第13会場(神戸国際会議場『国際会議室』)

◆参加登録費

メディカルスタッフの参加登録費は、申請書(施設長、または部門長のサイン必須)の提出により、5,000円となります。参加登録後は、入場会場に制限無く、JDDW全セッションに参加いただくことが可能です。各学会の単位対応については、各学会事務局にご確認下さい。

なお、一般の参加登録費は、15,000円です。

詳細はJDDW2019ホームページ「メディカルスタッフプログラム」をご覧ください。

<https://www.jddw.jp/jddw2019/medical/index.html>

◆お問い合わせ先

JDDW事務局

ホームページ：<https://www.jddw.jp/jddw2019/index.html>

E-Mail：kobe2019@jddw.jp



摂食嚥下リハビリテーション専用

食道拡張用バルーンカテーテル

食道入口部の拡張(バルーン法)専用として開発された
ダブルバルーンカテーテル



食道入口部



ダブルバルーン構造



バルーンの位置が透視下で確認できる造影リング
狭窄部でカテーテルを固定させる固定バルーン
狭窄部を拡張させる拡張バルーン

 **CREATE MEDIC CO., LTD.**

本社 横浜市都筑区茅ヶ崎南2-5-25 <http://www.createmedic.co.jp>
TEL:045-943-3929 FAX:045-943-9084 E-MAIL:cliny@createmedic.co.jp 医療機器届出番号：14B1X00007000023

2019年5月以降 胃瘻関連研究会一覧

	研究会名称・代表者	事務局連絡先	参加対象者
1	北海道胃瘻研究会 倉 敏郎 (町立長沼病院 院長)	医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 〒003-8585 北海道札幌市白石区東札幌3条3-7-35 TEL:011-812-2311 FAX:011-823-9552 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL:http://h-peg.jp 第17回北海道胃瘻研究会 当番世話人 児玉佳之(こだま在宅内科緩和ケアクリニック) 2019年11月2日(土) 13:00~17:00(予定) 札幌コンベンションセンター(札幌市) 開催事務局:医療法人 東札幌病院 内科 日下部俊朗 (住所・連絡先は同上)	主に道内の医師・看護師・栄養士・薬剤師等
2	福島県 PEG と栄養経腸と在宅医療フォーラム (旧 福島県 PEG 研究会) 木暮道彦 (公立藤田総合病院 消化器病センター長) 引地拓人 (福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部部長)	福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 渡辺 晃 ※年1回開催 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 TEL:024-547-1583 FAX:024-547-1586 E-mail:kowatan@fmu.ac.jp	医師・消化器内視鏡技師・看護師・薬剤師・栄養士など
3	茨城県 PEG・PTEG 研究会 山本祐二 (つくばセントラル病院 外科)	つくばセントラル病院 外科 山本祐二 〒300-1211 茨城県牛久市柏田町1589-3 TEL:029-872-1771 FAX:029-874-4763 第20回茨城 PEG・PTEG 研究会・第21回茨城 PDN セミナー 当番世話人 丸山常彦(東京医大茨城医療センター外科) 2019年6月22日(土) つくば国際会議場(つくば市) 第21回茨城 PEG・PTEG 研究会・第22回茨城 PDN セミナー 2019年10月26日(土) 水戸市 会場:未定(決定次第学会 HP に掲載予定) 開催事務局:つくばセントラル病院 外科 山本祐二 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・薬剤師・介護士など、経管栄養に携わる全ての職種
4	北陸PEG・在宅栄養研究会 小川滋彦 (小川病院 院長)	小川医院 小川滋彦 〒920-0965 石川県金沢市笠舞2-28-12 TEL:076-261-8821 FAX:076-261-9921 第21回北陸 PEG・在宅栄養研究会 当番世話人:桐山正人(黒部市民病院 外科) 2019年11月9日(土) 15:00~18:00 石川県地場産業振興センター(金沢市) 開催事務局:小川病院 小川滋彦 (住所・連絡先は同上)	医師・コメディカル
5	長野県胃ろう研究会 堀内 朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	昭和伊南総合病院 消化器病センター 〒399-4191 長野県駒ヶ根市赤穂3230 TEL:0265-82-2121 FAX:0265-82-2118 E-mail:info@sihp.jp URL:http://www.sihp.jp 第29回長野県胃瘻研究会 当番世話人:堀内朗(昭和伊南総合病院 消化器病センター) 2019年7月21日(日) 松本歯科大学(松本市) 開催事務局:昭和伊南総合病院 消化器病センター 堀内朗 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・薬剤師・栄養士・言語聴覚士
6	松阪地区在宅栄養研究会 鮎田昌貴 (ふなだ外科内科クリニック 院長)	ふなだ外科内科クリニック 〒515-0041 三重県松阪市上川町2279-1 TEL:0598-28-6600 FAX:0598-28-6633 E-mail:funada@ma.mctv.ne.jp URL:http://www.funadaclinic.com	医療関係者・在宅医療従事者など
7	滋賀 PEG ケアネットワーク 伊藤明彦 (東近江総合医療センター 消化器内科医長)	東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 〒527-8505 滋賀県東近江市五智町255 TEL:0748-22-3030 FAX:0748-23-3383	医師・看護師・保健師など
8	広島胃瘻と経腸栄養療法研究会(広島ベージェント) 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長) 徳毛宏則 (JA 広島総合病院 消化器内科)	JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 〒738-8503 広島県廿日市市地御前1-3-3 TEL:0829-36-3111 FAX:0829-36-5573 E-mail:secretariat01@pegent.org URL:http://www.pegent.org 第15回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会 当番世話人:徳毛宏則(JA 広島総合病院) 2020年2月29日(予定) (広島市) 広島コンベンションホール(予定) 開催事務局:JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 (住所・連絡先は同上)	一般市民、医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・訪問看護スタッフ・介護施設職員など
9	広島 PDN セミナー 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千恵 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:mihara@hibino.or.jp URL:http://www.hibino.or.jp/ 第13回広島 PDN セミナー 当番世話人:中川浩一(大田記念病院外科) 2019年7月13日(土) 福山市医師会館(福山市) 開催事務局:日比野病院 三原千恵 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・リハビリスタッフ他全医療従事者
10	福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 (旧 福岡 PEG 研究会) 宮崎 卓 (ヨコクラ病院 外科)	医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎卓 〒839-0295 福岡県みやま市高田町濃施480-2 TEL:0944-22-5811 FAX:0944-22-2045 第4回福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 当番世話人:山内健(産業医科大学病院 小児外科 准教授) 2019年6月29日(土) TKP ガーデンシティ博多新幹線口(福岡市) 開催事務局:医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎卓 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ソーシャルワーカー
11	大分PEG・経腸栄養研究会 松本敏文 (別府医療センター 外科医長)	国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内竈1473 TEL:0977-67-1111 第24回大分 PEG・経腸栄養研究会 当番世話人:宮島一(へつぎ病院 消化器内科部長) 2019年10月26日(土) へつぎ病院(大分市) 開催事務局:国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士、内視鏡技師のほか PEG 関連の方
12	PEG ケアカンファレンス熊本 城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top 第31回 PEG ケアカンファレンス熊本 2019年10月22日(火) 会場:未定(決定次第学会 HP に掲載予定) 特別講演:水野英彰先生(目白第二病院副院長) 予定 開催事務局:イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 (住所・連絡先は同上)	医師・メディカルスタッフ全般
13	九州 PEG サミット 城本和明 (PEG ケアカンファレンス熊本) 今里 真・松本敏文 (大分 PEG・経腸栄養研究会) 伊東 徹 (鹿児島 PEG カンファレンス)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top 第9回 PEG サミット in 伊香保 当番世話人:小川哲史(国立病院機構 高崎総合医療センター) 2019年7月27日(土)~28日(日) 森秋旅館(群馬県渋川市伊香保町伊香保60番地) HP:http://peg-summit.net/ 開催事務局:国立病院機構 高崎総合医療センター 小川哲史	医師・メディカルスタッフ全般
14	南薩PEGと経腸栄養を学ぶ会 伊東徹 (南薩ケアほすびたる 消化器内科 部長)	南薩ケアほすびたる 〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山5860 TEL:0993-56-1155 FAX:0993-56-1157 E-mail:nansatupeg@gmail.com	全ての医療関係者

※2019年5月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG・在宅医療学会事務局までご連絡下さい。

【会費納入のお願い】

会誌発送時（8月下旬）に2018年度の年会費納入依頼を同封しておりますので年会費の納入をお願いいたします。
払込票を紛失された場合は、事務局までご連絡ください。
また、振込票を使用せず下記口座に直接振り込んでいただいても結構です。
その場合はお名前、会員番号を必ず記載してください。

<郵便局からお振込の場合>

口座番号：00980-7-288667
口座名：PEG・在宅医療学会

<銀行からお振込の場合>

銀行名：ゆうちょ銀行
店番：〇九九（ゼロきゅうきゅう）店
預金種目：当座
口座番号：288667
加入者名：PEG・在宅医療学会

【学会誌 論文投稿について】

学会誌「在宅医療と内視鏡治療」は随時投稿を受け付けています。
現在まで胃瘻造設術などにかかわる論文をまとめたものは他誌には少なく、当学会雑誌「在宅医療と内視鏡治療」は日頃の臨床に役立つ貴重な資料となっております。本誌に掲載されることにより、2008年度より開始した「胃瘻取扱者・取扱施設暫定資格認定制度」（平成23年度からは本制度施行）の業績ともなります。また、2013年度より掲載論文の＜原著および臨床経験＞の中から論文賞を選出しております。論文賞受賞者には賞状及び賞金が授与され、次年度学術集会時に授賞式を行っております。投稿論文は、学術集会の発表内容にとどまらず、その他の研究論文や臨床経験などであっても、当学会誌の主旨に沿うものを随時受け付けております。皆様からのご投稿をお待ちしております。投稿規定はホームページ（www.heq.jp）をご確認ください。なお、今後の投稿論文は2020年9月発行の会誌に掲載予定です。

インフォメーション

- 第8回胃瘻取扱者・取扱施設認定資格の新規申請および更新手続きは4月30日で受付を終了いたしました。次回は2020年1月4日より郵送受付を開始いたします。
- 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度「オンライン教育セミナーおよび資格試験」の受講申込みが6月10日より始まります。詳細は当会ホームページ<<教育セミナー／資格試験>>からご確認ください。
- 弊会ホームページよりニュースレターをご覧頂けます。（トップページ＞PEG・在宅医療学会＞ニュースレター）
- 会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けています。掲載はペンネームも可能です。「近頃思うこと」、「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グルメ情報等、内容は自由です。原稿は1,000字以内、E-mail添付で事務局（peg-office@umi.org）まで送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。
- 業務内容により事務窓口を分けて運営いたしておりますのでご協力をお願いいたします。

事務局長：西口幸雄（理事）

事務局所在地：〒532-0034 大阪府大阪市淀川区野中北2-12-27
十三市民病院 外科内

- ・会員登録等学会全般および会誌・ニュースレターについてのお問い合わせ：
PEG・在宅医療学会事務局
E-mail:peg-office@umin.org TEL&FAX：06-6167-7186
- ・教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ：
PEG・在宅医療学会 教育認定窓口
E-mail:kyoiku-nintei@heq.jp TEL&FAX：042-714-7106

PEG・在宅医療学会（HEQ）入会のご案内

PEG・在宅医療学会（Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life）は、経皮内視鏡的胃瘻造設術（PEG）等の内視鏡治療の補助による在宅医療の推進及び患者のQOL向上を達成するための学会です。1996年創設のHEQ研究会から2009年9月27日にPEG・在宅医療研究会に名称変更、2017年8月1日にはPEG・在宅医療学会に名称を変更いたしました。

【事業】

年1回の学会学術集会の開催と学会会誌「在宅医療と内視鏡治療」およびニュースレターの発行等必要な事業を行います。

【構成】

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業、団体です。

【会員の特典】

- ・本会主催の学会学術集会に演題を発表ならびに会誌に論文を発表することができます。
- ・本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

【年会費】

施設会員	¥20,000（5名まで） ※6名以上からは1名につき4000円追加で登録可
個人会員	医師／歯科医師 ¥7,000 コ・メディカル ¥5,000（薬剤師・看護師・医療技術員等）
賛助会員	¥100,000（1口）

【会計年度】

毎年8月1日より翌年7月31日

【入会手続】

事務局にFAXまたはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。

※学会ホームページ（www.heq.jp）から入会申込書をダウンロードできます。

- ①個人会員：会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒にFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。

【振込先】

<郵便局からお振込の場合>

※郵便局備え付けの「振替口座 払込取扱票（青字）」をご使用下さい。

口座番号 00980-7-288667

口座名：PEG・在宅医療学会

<銀行からお振込の場合>

銀行名：ゆうちょ銀行

店番：〇九九（ゼロきゅうきゅう）店

預金種目：当座

口座番号：288667

加入者名：PEG・在宅医療学会

- ②施設会員：HPから〈施設会員の登録について〉をご一読いただき、申込書に必要な事項を記入して事務局までFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書等を送付いたします。
- ③賛助会員：メールまたはFAXにて事務局まで申込書を請求、または学会ホームページ上からダウンロードしてご記入下さい。申込みをいただいた後にこちらからご連絡いたします。

【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当学会に関連する活動にのみ使用させていただきますこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。

【事務局】

〒532-0034 大阪府大阪市淀川区野中北2-12-27 十三市民病院 外科内

PEG・在宅医療学会事務局 西口幸雄

TEL & FAX：06-6167-7186

E-mail:peg-office@umin.org

URL:http://www.heq.jp

PEG・在宅医療学会 会則

第一条 名称

本会はPEG・在宅医療学会 英文名：Society of Home Health Care, Endoscopic therapy and Quality of life（HEQ）と称する。

第二条 目的

本会は在宅医療（Home Health Care）の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設術（PEG）等の内視鏡的治療（Endoscopic Therapy）の補助による患者のQuality of Life（QOL）向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ（ヘック）とする。

第三条 事業

本会は前条（第二条）の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 年1回以上の学術集会開催
2. 年1回以上の会誌の発行
3. その他必要な事業

第四条 会員

1. 本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。会員は以下のように区分する。
 - 個人会員・・・個人として本会に入会したもの
 - 施設会員・・・施設として本会に入会したもの（代表者を届け出る）
 - 賛助会員・・・本会の運営を賛助する企業・団体
 - 名誉職会員・・・本会に役員として貢献し、定年となったもの
2. 本会に入会を希望するものは所定の入会申込書を当該年度の会費とともに本会事務局に提出する。
3. 会員が本会を退会するときは、その旨を事務局に届け出なければならない。この場合既納会費は返却しない。
4. 会費を3年間以上継続して滞納した会員は退会したものと見なす。

第五条 役員・名誉職会員・学術集會会長

1. 本会の運営にあたる以下の役員をおく。
 - 理事長（1名）・・・理事会で選出され、本会を代表する。
 - 理事（若干名）・・・代議員から選出され、理事会を開催し、本会の企画運営を行う。
 - 監事（2名）・・・会員から選出され、本会の会計監査を行う。理事や代議員との兼務はできない。
2. 本会に次の名誉職会員を置く。
 - 名誉理事長・・・本会の理事長として功績のあったもの。理事会・代議員会で推戴される。
 - 名誉会員・・・学術集会を開催した学術集會会長、またはそれと同等の功績があったもの。理事会・代議員会で推戴される。
 - 特別会員・・・本会に功績のあったもの。理事会・代議員会で推戴される。
3. 学術集会の運営にあたる学術集會会長を置く。
 - 学術集會会長・・・理事の中より順次選び、担当する年の学術集会を開催し、その実務運営にあたる。

第六条 代議員・学術評議員

- 代議員・・・理事会での決定事項を承認する。会計を議決する。
- 学術評議員・・・学術評議員会を組織し、学術活動について審議する。

第七条 理事、代議員・学術評議員の選出および任期

1. 理事は代議員会で選挙により決定する。

2. 代議員は会員の選挙により決定する。
3. 学術評議員は、理事、代議員の推薦により、理事会で選出され、代議員会で承認される。
4. 理事、代議員及び学術評議員の任期は一次改選の年から3年とし、再任を妨げない。
5. 理事、代議員及び学術評議員の定年は65歳になった事業年度の終了をもってする。監事は70歳とし、理事長は70歳とする。名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。
6. 理事、代議員の選挙方法は別に定める。

第八条 会議

- 本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。
1. 理事会・・・・・・理事で構成され、本会の企画運営に関する事項を議決する。
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて理事の過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。
 2. 代議員会・・・・・・理事会の議決事項を承認し、会計を議決する。
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。
 3. 委員会・・・・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。
委員長は理事長から委嘱される。

第九条 会費

1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
2. 会費は別途、施行細則で決定する。

第十条 会計

1. 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
2. 会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする。
3. 理事会の議を経て、代議員会で会計報告を行い、承認を得る。

第十一条 学会名称及び会則の改正

学会名称及び会則の変更は代議員会で過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

第十二条 事務局

1. 本会の事務局は大阪市立十三市民病院外科内に置く。
2. 事務の責任者として事務局長を置く。

第十三条（附則） 本会則は平成29年8月1日より施行する。

平成29年 8月 1日 制定・施行
平成29年 9月22日 改定
平成30年 4月 1日 改定
平成30年12月 1日 改定

施行細則

第一条 委員会

本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会、時限委員会を設置することができる。

1. あり方委員会
2. 倫理委員会
3. 総務委員会
4. 財務委員会
5. 編集委員会
6. 広報委員会
7. 規約委員会
8. 役職者選出委員会
9. 学術委員会
10. 用語委員会
11. 社会保険委員会
12. 教育委員会
13. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
14. PEG チーム医療委員会
15. 選奨委員会
16. COI 委員会
17. データベース委員会
18. 学生・若手医療者支援委員会

第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

第三条 年会費

1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
2. 役員、代議員および学術評議員は個人会員扱いとし、その年会費は医師／歯科医師10,000円、コ・メディカル 8,000円とする。
3. 個人会員のうち医師／歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。
4. 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とする。

PEG・在宅医療学会 投稿規定

■投稿資格■

投稿原稿の筆頭著者は、本学会会員であることを原則とする。
著者は原則10名以内、但し10名を超える場合は論文における役割分担、貢献内容など理由を明記して提出し、これを委員長判断で可否を決定する。

■掲載規定■

1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その他とする。
2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨（250語以内）を添付する。和文原稿は本文（文献含む）が5,000～6,000字以内を原則とする。
図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。
ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。
3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。
4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。
5. 原稿はプリントアウト3部（図表が明瞭であればコピーでも可）を事務局あてに書留（簡易書留も可）送付する。
6. 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委員会において決定する。
7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当学会に帰属する。

■執筆要項■

1. 原稿は横書きA4判(20×20字)を用い、本文には必ずページ数を付すこと。
2. 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。
3. 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出のときに正式の語を用い、その際「(以下・・・と略す)」と断る。
4. 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭にきた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則とする。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片カナ表記するものとするが、類雑になると判断される場合はこの限りではない。
5. 文献は本文中で引用されたもののみ最小限を挙げ、文献番号は本文での引用順とし、本文中の引用箇所には必ず右肩に上付きで「¹⁾」を付すこと。また、本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近の Index Medicus の記載に準じ、必ずタイプすること。
<雑誌> 著者名. 題名. 雑誌名 西暦発行年; 巻数: 頁(初～終)
<書籍> 著者名. 題名. In: 書名(編者名). 発行地: 発行所名, 西暦発行年: 頁(初～終)
なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、7名以上の場合にははじめの3名を連記の上、「－ほか」あるいは「－et al」とする。文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は(会)あるいは(abstr) とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。
6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。
7. 図表にはそれぞれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を記載しておくこと。
8. 図表の説明(legend) は、独立した用紙に記載し、その表記は「図または Figure」,「表または Table」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。
9. 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際 Windows フォーマットの CD-R (CD-RW) または E-Mail を用いた Ms-Word 形式、またはテキスト形式とし、プリントアウトしたもの3部と投稿チェックシート (ホームページ上でダウンロード可) と共に郵送すること。
10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。

■原稿送付先■

〒532-0034
大阪府大阪市淀川区野中北2-12-27 十三市民病院 外科内
PEG・在宅医療学会 会誌担当
TEL&FAX: 06-6167-7186
E-Mail: peg-office@umin.org
必ず書留（簡易書留も可）にてお送り下さい。

(2019年4月5日 改訂)

PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 第1条 PEG・在宅医療学会（以下本会）は、胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度（以下本制度）を設ける。

(認定制度の資格対象)

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

(認定制度委員会)

第3条 本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会（以下本委員会）を設ける。

第2章 認定制度委員会

(認定制度委員会の構成)

- 第4条 本委員会は認定制度委員長（以下本委員長）と数名の認定制度委員（以下本委員）で構成される。
2. 本委員長は本会の理事から選任され、委員は理事・代議員・学術評議員および若干の有識者から委員長が指名する。
 3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
 - 1) 資格条件検討委員会
 - 2) 資格審査委員会
 4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

(認定制度委員長および委員の委嘱)

第5条 本委員長および本委員は理事会で承認の上、理事長が委嘱する。

(認定制度委員長の職務)

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
2. 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する。
3. 本委員長は委員会の審議結果を理事会に報告し承認を得る。

(認定制度委員会の成立)

- 第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

- 第8条 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は本委員長が議決するものとする。

(任期)

- 第9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

- 第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、理事長が代行を指名する。
- 後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 小委員会

(小委員会の構成およびその業務)

- 第11条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。
2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設としての資格条件を検討するための委員会である。
3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

(小委員会委員長および委員の選任および委嘱)

- 第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

(小委員会委員長の職務)

- 第13条 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小委員会を年1回以上召集する。
2. 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、速やかに臨時小委員会を召集する。
3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

(小委員会の成立)

- 第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

- 第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

(任期)

- 第16条 小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

- 第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員長が代行を指名する。
- 後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失

(個人資格の種類)

- 第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。
2. 胃瘻造設者は初期造設およびカテーテル交換を行う医師とする。
3. 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。
4. 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と経験をもつものとする。
5. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(施設資格の種類)

- 第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれぞれに認定資格と専門資格を設ける。
2. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(個人資格、施設資格の申請)

- 第20条 個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委員会に提出する。

(申請の方法)

- 第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。
- (1) 認定申請書(書式Ⅰ)
- (2) 医師・看護師免許証の写し(胃瘻教育者は除く)
- (3) オンライン教育セミナー／資格試験受講証の写し
- (4) 経験症例数証明書(書式Ⅱ、ただし胃瘻教育者は除く)
- 1) 症例数または症例数のスコア(Ⅱ-3)
- 2) 代表症例10例のケースカード(Ⅱ-1または2)
- 書式Ⅱ-3～5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。
- (5) 業績目録(書式Ⅲ-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3項に規定する業績(書式Ⅲ-2)とする)

学会や研究会の参加証、発表や講演を行った日時、名称、発表・講演の内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙および論文の最初のページと最終ページの写しを添付する。

第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- (1) 認定申請書(書式Ⅳ)
- (2) 1. 認定造設施設:1名以上の認定造設医師(非常勤可)の認定証コピー
2. 認定管理施設:1名以上の認定管理医師(非常勤可)と1名以上の認定管理士の認定証コピー
3. 専門造設施設:1名以上の専門造設医師(非常勤可)の認定証コピー
4. 専門管理施設:1名以上の専門管理医師(非常勤可)と1名以上の専門管理士の認定証コピー

第5章 認定、登録、資格喪失

(認定審査)

- 第23条 認定審査は以下のごとくとする。
- 1) 審査料:1資格につき5000円
- 2) 申請の時期:毎年1月4日から4月末日到着分。
- 3) 認定審査の時期:5月1日から8月末日までの間に資格審査委員会で審査し、理事会で承認を得る。
- 4) 認定結果:10月15日までに申請者に通知する。

(登録)

- 第24条 登録は以下のごとく行う。
- 1) 登録料:1資格につき5000円
- 2) 登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を行う。
- 3) 登録は1月末日までに完了することとし、期限を過ぎた場合には当該認定を無効とする。

(個人資格、施設資格認定証の交付)

- 第25条 個人資格および施設資格認定証は本会が理事長名で交付する。

(個人資格、施設資格認定証の有効期限)

- 第26条 個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

(個人資格、施設資格の喪失)

- 第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。
1. 本会の会員としての資格を喪失したとき。
2. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
3. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
4. 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
5. 施設資格条件が満たされなくなったとき。

(個人資格、施設資格の取消)

- 第28条 個人資格および施設資格が不適当と認められた者に対しては、本委員会の議を経て理事長は何時にてもそれを取り消すことができる。

(個人資格、施設資格認定証の返却)

- 第29条 個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本会に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

第6章 資格更新

(個人資格、施設資格の更新)

- 第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審査委員会に提出する。
2. 資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

第7章 教育

(教育制度の構築)

- 第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。
2. その詳細は別途定める。

第8章 その他

(会計)

- 第32条 資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用のゆうちょ銀行振替口座(PEG・在宅医療学会資格認定制度)を通じて行い、年度末締めにより学会収支へ統合し監査を受けるものとする。
2. 本口座の管理代表は事務局長がつとめる。

(本認定制度規則の変更)

- 第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

(本認定制度規則の施行)

- 第34条 本認定制度規則は平成29年8月1日から施行する。
- 平成20年9月20日 制定
- 平成21年9月26日 一部改訂
- 平成22年9月10日 一部改訂
- 平成23年9月9日 一部改訂
- 平成24年9月14日 一部改訂
- 平成29年9月22日 一部改訂

PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な

知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件を第一義に考慮して作成した。

- 第1条 本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。
1. 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
 2. 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門資格を設ける。
 3. 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに認定資格と専門資格を設ける。
- 第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。
1. 本会会員資格
PEG・在宅医療学会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。
 2. 資格別の条件
 - 1) 胃瘻造設者の資格
医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。
後出で記載する3から6項を証明できること。
 - 2) 胃瘻管理者の資格
医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」とする。後出で記載する3から6項を証明できること。
 - 3) 胃瘻教育者の資格
胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち2つ以上（1項目2つでも可）をを証明できること。（書式Ⅲ-2）
 - (1) 論文・著書の筆頭著者（学会発表抄録は不可）
 - (2) 本会または他の学会、研究会（全国規模のものに限定する）でのシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、要望演題などの筆頭発表者（一般演題は不可）
 - (3) 特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭演者
 - (4) 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者
 3. 本会への参加義務
PEG・在宅医療学会学術集会へは5年間に1回以上参加しなければならない。申請時より遡って5年以内の本会学術集会の参加証（ネームカード）の写し1回分以上を添付すること。
 4. 胃瘻造設および管理の経験症例数（書式Ⅱ、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出）
書式Ⅱ-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。
 - 1) 胃瘻造設：術者（内視鏡担当は含まない）としての造設症例数をもって表す。
1症例に対し2名の造設医の登録が可能である。
 - 2) 胃瘻管理：入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアをもって表す。
 - (1) 入院・入所症例：少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月以上（入院期間+その後の外来通院期間の総計）の症例数で表す。
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
 - (2) 在宅症例：症例数×年数のスコアで表す。（例：A症例を引き続き3年間在宅管理をしたとするとA症例のスコアを3とする。B症例は6ヶ月間在宅管理をしたとするとB症例のスコアは0.5である。それぞれの症例のスコアの総和で表す。）
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類の提出を必要とする。
 5. 業績目録（書式Ⅲ-1、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出）
以下の論文、研究発表（学会発表の抄録は不可）および学会研究会参加を点数として表す。それぞれは1回についての点数である。
 - (1) 本会参加（必須条件）：10点
 - (2) 本会学術集会における発表
筆頭者：10点、筆頭以外：5点
 - (3) 在宅医療と内視鏡治療（本会機関誌）論文発表（発表抄録は不可）
筆頭執筆者：20点、筆頭以外：5点
 - (4) 学会（研究会および学会の地方会などは含まない）
著書・雑誌論文：内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。
筆頭執筆者：10点、筆頭以外：5点
 - (5) 本会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および在宅医療に関する特別講演や教育講演（30分以上のもの）：10点
 - (6) 学会、研究会、地方会における発表
内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する
筆頭発表5点、筆頭以外3点
 - (7) 本会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、座長、コメンテーター、特別発言：内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。それぞれにつき10点
 - (8) 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加
それぞれにつき3点
 - (9) 嚥下機能評価講習会の参加 3点
本会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。
 6. オンライン教育セミナー／資格試験受講証明書の写し 10点
本会が主催するオンライン教育セミナー／資格試験の受講の必要がある。申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須とする。
ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはないが、更新時の条件として受講を必須とする。

- 第3条 認定の種類
1. 個人資格

- 1) 胃瘻造設者
認定胃瘻造設医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻造設医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
 - 2) 胃瘻管理者
 - (1) 入院・入所施設；
認定胃瘻管理医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
認定胃瘻管理士：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻管理医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
専門胃瘻管理士：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
 - (2) 在宅管理；
認定胃瘻管理医師：スコア20以上かつ業績30点以上のもの
認定胃瘻管理士：スコア20以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻管理医師：スコア40以上かつ業績50点以上のもの
専門胃瘻管理士：スコア40以上かつ業績50点以上のもの
 - 3) 胃瘻教育者
第2条2の3)に掲げる条件を満たすもの
2. 施設資格
施設会員として本会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。
- 1) 造設施設
認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設医師（非常勤可）が在籍すること
専門胃瘻造設施設：(1) 1名以上の専門胃瘻造設医師（非常勤可）が在籍すること
(2) 嚥下機能評価が可能であること。
 - 2) 管理施設
認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師（非常勤可）と1名以上の認定胃瘻管理士が在籍すること
専門胃瘻管理施設：(1) 1名以上の専門胃瘻管理医師（非常勤可）と1名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること
(2) 嚥下機能評価が可能であること。

＜更新手続き＞

- 第4条 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本会学術集会の参加1回とオンライン教育セミナー（資格試験は免除）受講を必須としてそれぞれ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業績書式Ⅲ-1により第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。各施設資格の更新手続きは以下2)に定める書類の添付をもって行う。
- 1) 個人資格
 - (1) 認定胃瘻造設者（医師）：業績20点以上
 - (2) 専門胃瘻造設者（医師）：業績30点以上
 - (3) 認定胃瘻管理者（医師および看護師）：業績20点以上
 - (4) 専門胃瘻管理者（医師および看護師）：業績30点以上
 - (5) 認定胃瘻教育者：業績20点以上
 - 2) 施設資格
 - (1) 認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設者（非常勤可）認定証の写し
 - (2) 専門胃瘻造設施設：(1) 1名以上の専門胃瘻造設者（非常勤可）認定証の写し
(2) 嚥下機能評価が可能であること。
 - (3) 認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師（非常勤可）および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し
 - (4) 専門胃瘻管理施設：(1) 1名以上の専門胃瘻管理医師（非常勤可）および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し
(2) 嚥下機能評価が可能であること。各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場合に限るものとする。

- 第5条 更新手続きの期間
- 1) 更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する。
 - 2) 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日までに申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

- 第6条 更新料
更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

- 第7条 更新時の審査
更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、理事会了承により正式な更新許可とする。
2. 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認められた場合には証書を同送する。
 3. 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しなかった場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるものとする。ただし、やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には失効後1年間は手続きの猶予を設ける。

＜本施行細則の変更＞

- 第8条 本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

＜本施行細則の施行＞

- 第9条 本施行細則は平成29年8月1日から施行する。
- | | |
|------------|------|
| 平成20年9月20日 | 制定 |
| 平成21年9月26日 | 一部改訂 |
| 平成22年9月10日 | 一部改訂 |
| 平成24年9月14日 | 一部改訂 |
| 平成25年9月 6日 | 一部改訂 |
| 平成26年9月12日 | 一部改訂 |
| 平成28年9月 2日 | 一部改訂 |
| 平成29年9月22日 | 一部改訂 |

